

流域治水の実践について

令和6年7月25日

国土交通省 関東地方整備局 河川部

河川計画課長 石田 卓也

1. 流域治水の考え方

気候変動による水災害の頻発化・激甚化

○ 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、毎年のように全国各地で浸水被害が発生

【平成27年9月関東・東北豪雨】



①鬼怒川の堤防決壊による浸水被害
(茨城県常総市)

【平成28年8月台風第10号】



②小本川の氾濫による浸水被害
(岩手県岩泉町)

【平成29年7月九州北部豪雨】



③桂川における浸水被害
(福岡県朝倉市)

【平成30年7月豪雨】



④小田川における浸水被害
(岡山県倉敷市)

【令和元年東日本台風】



⑤千曲川における浸水被害
(長野県長野市)

【令和2年7月豪雨】



⑥球磨川における浸水被害
(熊本県人吉市)

【令和3年8月からの大雨】



⑦六角川周辺における浸水被害状況
(佐賀県武雄市)

【令和4年8月からの大雨】



⑧最上川における浸水被害
(山形県大江町)



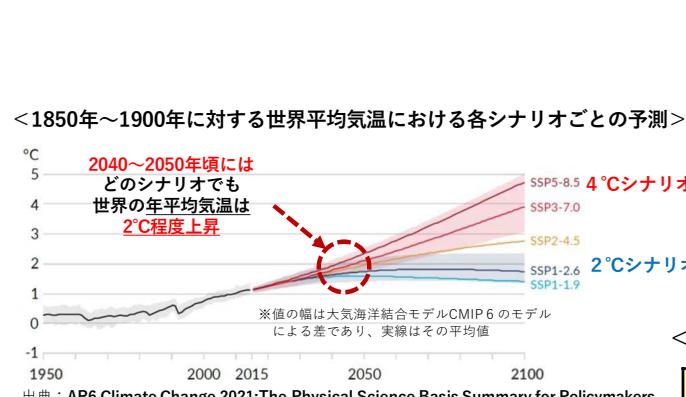
※ここに例示したもの以外にも、全国各地で地震や大雨等による被害が発生

気候変動のスピードに対応した「事前防災対策」の加速化

○整備を越えるスピードで進行する気候変動に対応するため、気候変動適応型の治水対策への転換が必要

【背景・課題】

- ・災害の発生状況やIPCCの評価等を踏まえれば、将来の気候変動はほぼ確実と考えられ、緩和策と適応策とを車の両輪として進め、気候変動に対応する必要



2°C上昇※ケースにおける降雨量の変化倍率

北海道北部、北海道南部	1.15
その他地域	1.1



※パリ協定（気候変動に関する国際的枠組み）における
将来の気温上昇を2°C以下に抑えるという目標を前提とした場合の算定結果

<参考>降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2°C上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4°C上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

【取組方針】

○将来の気候変動の影響による降雨量の増加等を考慮した治水計画に見直すとともに、流域全体でハード・ソフト一体になってあらゆる対策を総動員する治水対策へ転換が必要

「流域治水」の基本的な考え方

- 気候変動による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、河川管理者が主体となって行う河川整備等の事前防災対策を加速化させることに加え、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う、「流域治水」への転換を推進し、総合的かつ多層的な対策を行う。

流域治水：流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策

堤防整備等の氾濫をできるだけ防ぐための対策

- ・堤防整備、河道掘削や引堤
- ・ダムや遊水地等の整備
- ・雨水幹線や地下貯留施設の整備
- ・利水ダム等の洪水調節機能の強化



まず、対策の加速化

被害対象を減少させるための対策

- ・より災害リスクの低い地域への居住の誘導
- ・水災害リスクの高いエリアにおける建築物構造の工夫

被害の軽減・早期復旧・復興のための対策

- ・水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・中高頻度の外力規模（例えば、1/10,1/30など）の浸水想定、河川整備完了後などの場合の浸水ハザード情報の提供

「流域治水」の施策イメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ、減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。

①氾濫をできるだけ防ぐ ・減らすための対策

雨水貯留機能の拡大

【県・市・企業・住民】

雨水貯留浸透施設の整備、ため池等の治水利用

流水の貯留

【国・県・市・利水者】

治水ダムの建設・再生、利水ダム等において貯留水を事前に放流し洪水調節に活用

【国・県・市】

土地利用と一体となった遊水機能の向上

持続可能な河道の流下能力の維持・向上

【国・県・市】

河床掘削、引堤、砂防堰堤、雨水排水施設等の整備

氾濫水を減らす

【国・県】

「粘り強い堤防」を目指した堤防強化等

集水域

②被害対象を減少させるための対策

リスクの低いエリアへ誘導／住まい方の工夫

【県・市・企業・住民】

土地利用規制、誘導、移転促進、不動産取引時の水害リスク情報提供、金融による誘導の検討

氾濫域

浸水範囲を減らす

【国・県・市】

二線堤の整備、自然堤防の保全

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

土地のリスク情報の充実

氾濫域

【国・県】

水害リスク情報の空白地帯解消、多段型水害リスク情報を発信

避難体制を強化する

【国・県・市】

長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握

経済被害の最小化

【企業・住民】

工場や建築物の浸水対策、BCPの策定

住まい方の工夫

【企業・住民】

不動産取引時の水害リスク情報提供、金融商品を通じた浸水対策の促進

被災自治体の支援体制充実

【国・企業】

官民連携によるTEC-FORCEの体制強化

氾濫水を早く排除する

【国・県・市等】

排水門等の整備、排水強化



流域治水プロジェクト～一級水系（109水系）、二級水系（約600水系）で策定・公表～

- 「流域治水プロジェクト」は、国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたものであり、全国109の一級水系、約600の二級水系で策定・公表（R6.3末時点）。
- 今後、関係省庁と連携して、プロジェクトに基づくハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速化とともに、対策の更なる充実や協働体制の強化を図る。

※河川整備計画を策定済みの水系のみ集計

【ポイントその①】 様々な対策とその実施主体を見える化

①氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

- 堤防整備、河道掘削、ダム建設・再生、砂防関係施設や雨水排水網の整備等



河道掘削
(石狩川水系、北海道開発局)



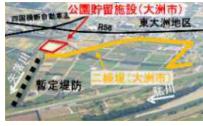
公園貯留施設整備
(名取川水系、仙台市)



用水路の事前水位低下による雨水貯留
(吉井川水系、岡山市)

②被害対象を減少させるための対策

- 土地利用規制・誘導、止水板設置、不動産業界と連携した水害リスク情報提供等



二級堤の保全・拡充
(盐川水系、大洲市)



災害危険区域設定
(久慈川水系、常陸太田市)



住宅地盤嵩上げに対する助成
(拂川水系、小松市)

③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- マイ・タイムラインの活用、危機管理型水位計、監視カメラの設置・増設等



自主防災活動による嵩堤設置
(揖保川水系、たつの市)



避難訓練の支援
(五ヶ瀬川水系、高千穂町)



公園等を活用した高台の整備
(庄内川水系、名古屋市)

【ポイントその②】 対策のロードマップを示して連携を推進

・目標達成に向けた工程を段階的に示し、実施主体間の連携を促進

短期：被災箇所の復旧や人口・資産が集中する市街地等のハード・ソフト対策等、短期・集中対策によって浸水被害の軽減を図る期間（概ね5年間）

中期：実施中の主要なハード対策の完了や、居住誘導等による安全なまちづくり等によって、当面の安全度向上を図る期間（概ね10年～15年間）

中長期：戦後最大洪水等に対して、流域全体の安全度向上によって浸水被害の軽減を達成する期間（概ね20～30年間）

区分	主な対策内容	実施主体	工程	
			短期	中期
氾濫をできるだけ防ぐ、減らすための対策	河道掘削	河川事務所、都道府県、市町村	■	■
被災対象を減少させるための対策	ため池の活用	市町村	■	■
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	浸水リスク低減対策の実施説明	市町村	■	■
	浸水防止板の導入	市町村	■	■
	小道利用による高台整備	市町村	■	■
	地区タイムラインの作成	都道府県、市町村	■	■

【ポイントその③】 あらゆる関係者と協働する体制の構築



・全国109の一級水系全てにおいて、総勢2000を超える、国、都道府県、市町村、民間企業等の機関が参画し、協議会を実施。

・地方整備局に加え、地方農政局や森林管理局、地方気象台が協議会の構成員として参画するなど、省庁横断的な取組として推進

全国の流域治水の取組の好事例

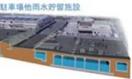
～流域治水全般～

- 「田んぼダム」やグラウンドを活用した雨水貯留、輪中堤等の土地利用と一体となった対策、上下流域の交流による防災意識の向上など、全国各地で様々な流域治水の取組を実施しており、引き続き取組を進めしていく。

～ 大和川水系(奈良県)～

特定都市河川指定による流域対策の推進

特定都市河川に指定されたことを契機に、河川改修に加え、雨水貯留浸透施設の整備や、区域指定等の土地利用対策により、流域治水を本格的に推進。



～ 江の川水系(島根県・広島県)～

まちづくりと連携した治水計画の策定

近年2度家屋浸水した地区の早期被害軽減に向けて、宅地嵩上げや住居移転等のまちづくりと連携した具体的な治水対策を住民との意見交換を踏まえ決定し、マスター プランとしてとりまとめた。

～ 築後川水系(福岡県)～

グラウンドを活用した雨水貯留

久留米大学周辺及び下弓削川流域の浸水被害軽減を目的に、久留米大学御井キャンパスの敷地内に貯留施設の整備を実施。



～ 六角川水系(佐賀県)～

クリーク(農業用水路)の活用

白石平野では、干拓地に広がるクリークの農業用水を事前に放流して、雨を貯留するポケットを確保することにより、地域の湛水被害を軽減。



～ 信濃川水系(新潟県)～

各戸貯留への支援

個人住宅等に設置する貯留タンク、雨水浸透ますなどの小規模な施設に対して、地方公共団体が住民等に設置費用を助成する場合、国が、地方公共団体に対して交付金による支援を実施。



～ 釧路川水系(北海道)～

自然環境がもつ貯留効果を保全

国、道、市町村、民間等の関係者が連携し、釧路湿原など貯留効果がある自然地の機能保全・環境再生を行なうなど、治水・環境の両方に寄与する取組を推進。

～ 阿武隈川水系(宮城県、福島県)～

上流域の流出抑制の取組に対する下流域の支援

下流地域の市町村が上流地域の市町村に対して物産展などを開催するなど、地域間交流による流域全体の防災意識の向上を図っている。



～ 利根川水系鬼怒川・小貝川(栃木県、茨城県)～

上下流域での交流会を開催

流域治水協議会(農政局、県、市町村他)において、自治体間の情報共有のため、「田んぼダム」等についての先行事例や補助金制度を紹介する上下流交流会を開催。



～ 菊川水系(静岡県)～

「田んぼダム」による雨水貯留

約13haの水田を対象に、一時的に雨水を貯留できる堰板、排水栓を設置することにより、貯留対策を実施します。



～ 仁淀川水系日下川(高知県)～

日高村水害に強いまちづくり条例

日高村の浸水予想区域において、以下を規定。

- ・新たな建築物の居室の床高を浸水が想定される高さより高くすること【許可制】
- ・浸水被害を拡大させる盛土等の届出
- ・浸水拡大分をキャンセルする対策への【助言・勧告】

～ 信濃川水系千曲川(長野県)～

土地利用と一体となった治水対策(輪中堤)

土地の利用状況を考慮し、一部区域の氾濫を許容した輪中堤を整備することで、効果的な家屋浸水対策を実施。



流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

- 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

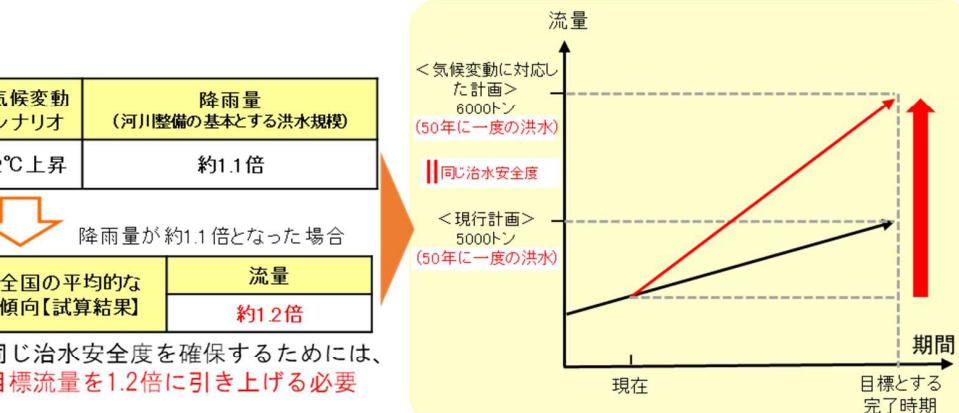
現状・課題

- 2°Cに抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が約1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

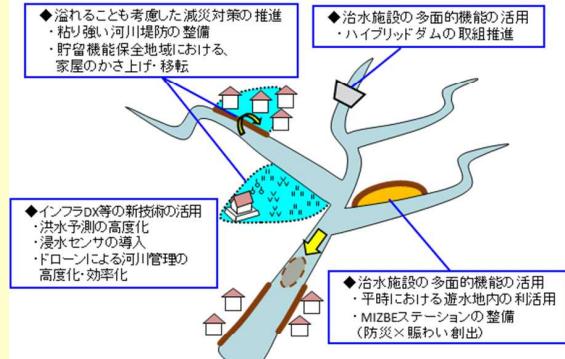
必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ



様々な手法の活用イメージ



※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、
様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

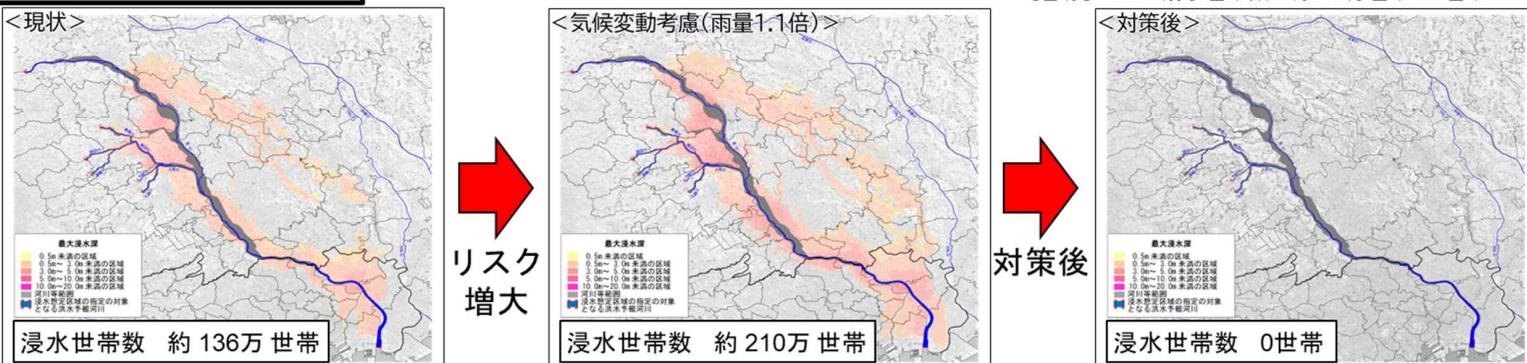
⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

気候変動に伴う水害リスク※の増大

- 戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水に対し、気候変動による降雨量の増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水が発生した場合、荒川流域では浸水世帯数が約210万世帯(現況の約1.5倍)になると想定され、事業の実施により、浸水被害が解消される。

■気候変動に伴うリスクの増大

※国管理区間における外水氾濫によるリスク ※平成27年国勢調査
【目標】KPI：浸水世帯数 約210万世帯⇒0世帯



- 上図は、荒川、入間川、小畔川、高麗川、越辺川、都幾川の国管理区間について、河川整備計画規模及び気候変動考慮後の外力により浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- 上図は、荒川、入間川、小畔川、高麗川、越辺川、都幾川における現況の河川・洪水調節施設の整備状況及び流域治水プロジェクト2.0に位置付けている国が実施する氾濫を防ぐ・減らす対策を実施後の状況を勘案した上で、氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- なお、このシミュレーションの実施にあたって、国管理区間以外の本、支川においては、決壩による氾濫は考慮しておらず、溢水・越水のみを考慮しています。また、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。

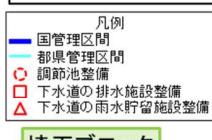
■水害リスクを踏まえた各主体の主な対策と目標

【目標】気候変動による降雨量増加後の昭和22年9月洪水と同規模の洪水に対する安全の確保

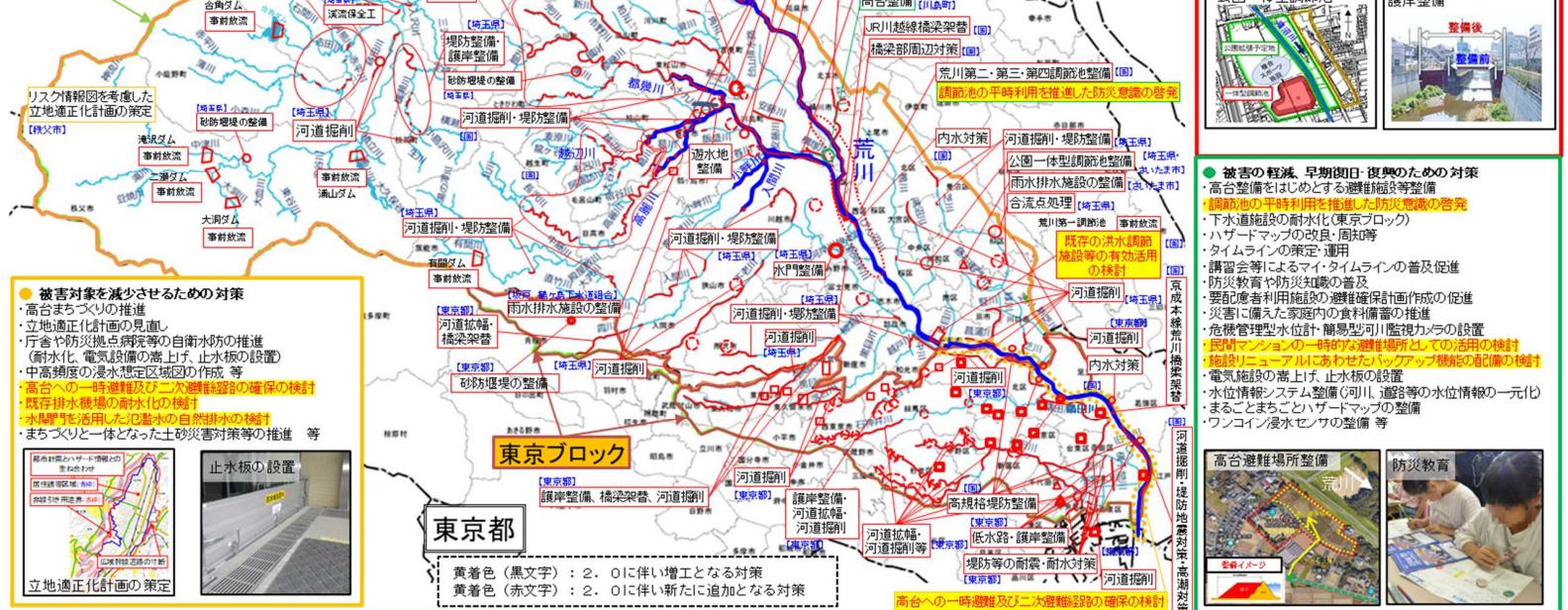
種別	実施主体	目的・効果	追加対策	期間
氾濫を防ぐ・減らす	国	約210万世帯の浸水被害を解消	流下能力の向上対策(河道掘削、高潮対策など)の検討 大規模洪水を効果的に調節するため既存の洪水調節施設等の有効活用の検討	継続実施
被害対象を減らす	国、区 国 国	既存ストックの徹底活用	高台への一時避難及び二次避難経路の確保の検討 既存排水機場の耐水化の検討 水門を活用した氾濫水の自然排水の検討	継続実施
被害の軽減・早期復旧・復興	区市町 国	既存ストックの徹底活用	民間等集合住宅の一時的な避難場所としての活用の検討 施設リニューアルにあわせたバックアップ機能の配備の検討	継続実施

※今後、関係自治体などにおいても、気候変動に対応した取組内容に、適宜更新予定です。

○戦後最大洪水である昭和22年9月洪水と同規模の洪水に対し、気候変動による降雨量の増加を考慮した雨量1.1倍となる規模の洪水を安全に流下させることを目指すとともに、多自然川づくりを推進する。



埼玉ブロック



- 氾濫を防ぐための対策
 - 堤防整備（護岸整備、河道掘削、高潮対策）
 - 洪水調節施設（調節池、遊水地）整備の検討
 - 合流点処理
 - 下水道幹線や貯留施設等の基幹施設の整備（東京ブロック）
 - 下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備（埼玉ブロック）
 - 下水道等の排水施設の耐水化（埼玉ブロック）
 - 校庭野球場、各戸貯留等の整備
 - ため池の治水利用
 - 田んぼダムの推進及び農地・自然地保全・利水ダム等における事前放流等の実施（利水ダム等（国、埼玉県など））
 - みず防護林の整備
 - 森林整備・治山対策
 - 浸透施設の整備
- 被災の軽減、早期回復のための対策
 - 高台整備（高台としている）
 - 調節池の平時利用を推進した防災意識の啓発
 - 下水道施設の耐水化（東京ブロック）
 - ハザードマップの改良・周知等
 - タイムラインの策定・運用
 - 講習会等によるマイタイムラインの普及促進
 - 防災教育や防災知識の普及
 - 要配慮者利用施設の避難を確保する計画作成の促進
 - 災害に備えた家庭内の食料備蓄の推進
 - 危機管理・水位計・簡易型・可視化機器の設置
 - 民情センシング（一時的・心臓・心臓・心臓）の活用の検討
 - 調節池・橋梁・河川・堤防等の構造物の耐震性の検討
 - 電気施設の嵩上げ、止水板の設置
 - 水位情報システム整備（河川、道路等の水位情報の一元化）
 - ・まるごとまちごとハザードマップの整備
 - ・ワーコイン浸水センサの整備
- 高台避難場所整備
- 防災教育

※流域治水プロジェクト2.0で新たに追加した対策については、今後具体的な対策を検討するなかで内容を変更する可能性がある。

2. 特定都市河川制度の概要

改正特定都市河川浸水被害対策法の概要 (令和3年11月全面施行)

- 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画（河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同）の策定、河川管理者等による施設整備の加速化、**地方公共団体や民間事業者等による雨水貯留浸透施設の整備**、雨水の流出を抑制するための規制、**水害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり等**、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進



12

改正特定都市河川制度に基づく取組み

雨水浸透阻害行為の許可

田畠等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、貯留・浸透対策を義務付ける

- 対象: 公共・民間による1,000m²以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 埋立等の行為の事前届出を義務化

雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、**公共に加え、民間**による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

- ①雨水貯留浸透施設整備計画の認定都道府県知事等が認定することができる

制度を創設

- 対象: 民間事業者等
- 規模要件: $\geq 30m^3$ (条例で0.1~30m³の間で基準緩和が可能)
- ②国有財産の活用制度
国有地の無償貸付又は譲与ができる
- 対象: 地方公共団体



浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築行為を許可制としてすることで安全性を確保

住宅・要配慮者施設等の安全性を事前許可制とする
被災前に安全な土地への移転を推進(防災集団移転促進事業等)

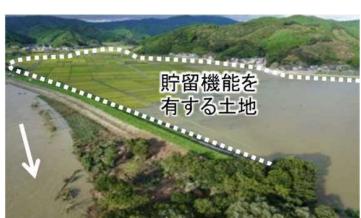


浸水被害被害防止区域における居住誘導・住まいづくりの工夫のイメージ

貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地等を指定できる

- 指定権者: 都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて助言・勧告が可能



貯留機能を有する土地のイメージ

雨水貯留浸透施設の例

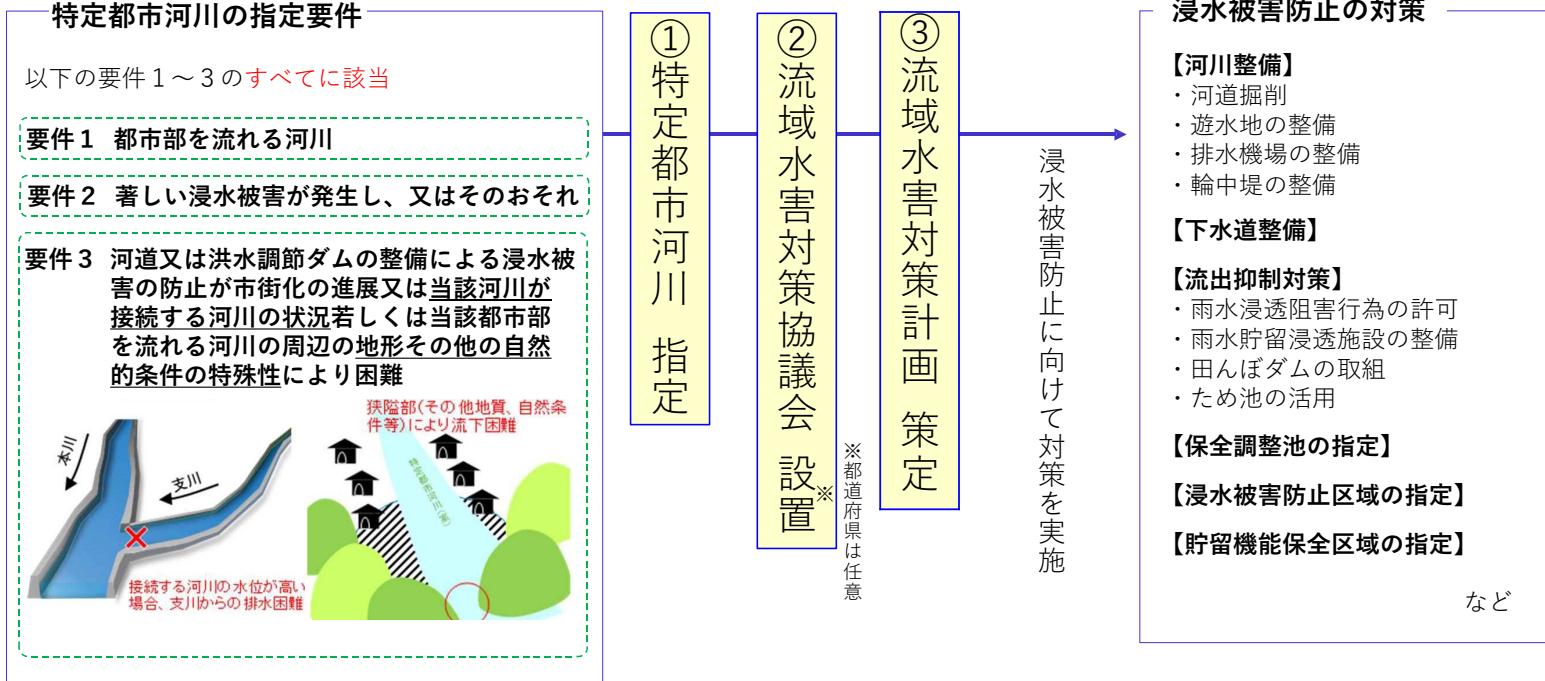


13

特定都市河川指定から対策実施までの流れ

- 特定都市河川・流域では、河川整備の加速化とともに雨水の流出抑制や水害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の対策を推進。
- そのために、①3つの要件を満たす河川を特定都市河川として指定後、②流域の関係者で構成する「流域水害対策協議会」を設置し、③浸水被害防止の対策等をまとめた「流域水害対策計画」を策定。

■特定都市河川指定から対策実施までの流れ



3. 特定都市河川制度に基づく 流域治水の実践

特定都市河川の指定等の状況 (令和6年3月29日時点)

- 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす**特定都市河川浸水被害対策法**に基づき、**特定都市河川の指定を全国の河川に拡大**

※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和3年法律第31号)

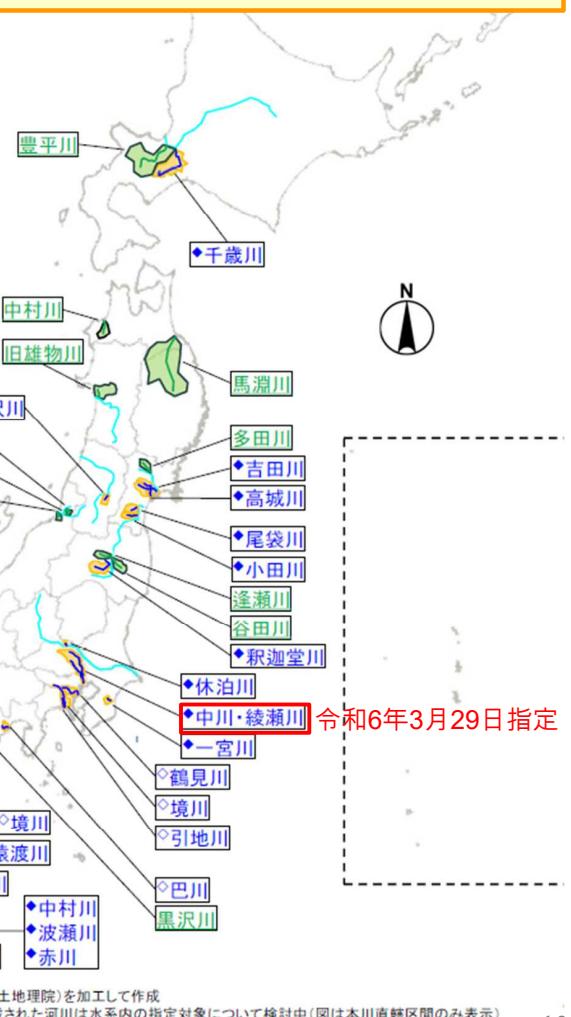
- 流域治水関連法施行後**全国初の指定となる大和川水系大和川等**をはじめ、**24水系327河川**が指定されている(法改正前:8水系64河川、法改正後:16水系263河川)

- 特定都市河川指定や流域水害対策計画策定の予定時期を示すロードマップを27水系で公表

【凡例】

- ◇: 法改正前 指定済み特定都市河川
- ◆: 法改正後 指定済み特定都市河川

下線: 特定都市河川等指定検討河川



利根川水系中川・綾瀬川等 特定都市河川の指定

- 法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、**令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を、特定都市河川・流域に指定** (法第30条～第43条に係る規定は令和7年7月より施行予定)。

(法: 特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)。以下同じ。)

位置図等



◇河川区間
利根川水系中川・綾瀬川等【計43河川】
幹川流路延長(中川約81km,綾瀬川約48km)

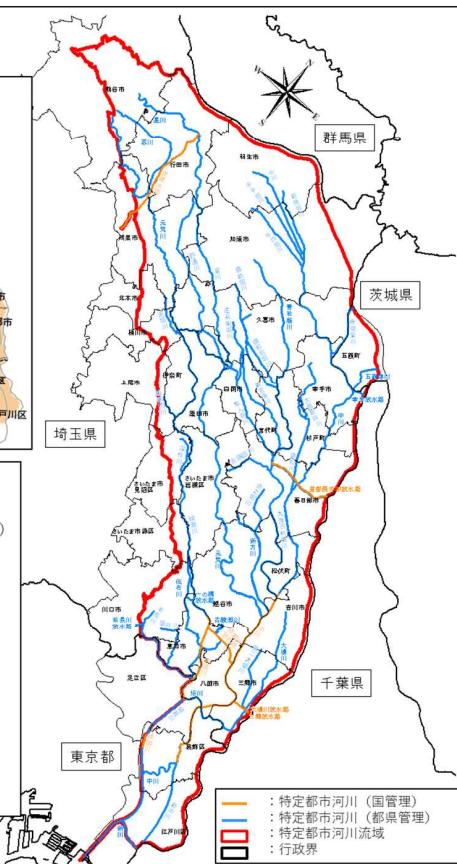
◆流域面積: 985.2km²

◆流域都県・市区町: 1都2県28市区町

茨城県 (五霞町)

埼玉県 (さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、八潮市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町)

東京都 (足立区、葛飾区、江戸川区)



令和4年5月～

これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、流域内の自治体と特定都市河川指定に向けた議論を開始

令和5年12月25日

「第7回 中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会」において、流域における特定都市河川指定の手続きを進めていくことについて、茨城県、埼玉県、東京都及び流域内の28市区町から同意

令和6年2月1日～

特定都市河川指定に係る法定意見聴取開始
国土交通大臣⇒都県知事・市区町の長・下水道管理者

令和6年3月29日

特定都市河川・流域の指定

- ・法第30条等の施行に向けた準備
(権限委譲、都県自治体の条例手続き等)
- ・計画策定手続き

令和6年度中(予定)

流域水害対策協議会の設置
流域水害対策計画の策定

令和7年7月1日～

法第30条(雨水浸透阻害行為)等に関する規定の施行
流域水害対策計画の実施

※第6回中川・綾瀬川流域総合治水対策協議会（R5.3.29）資料より

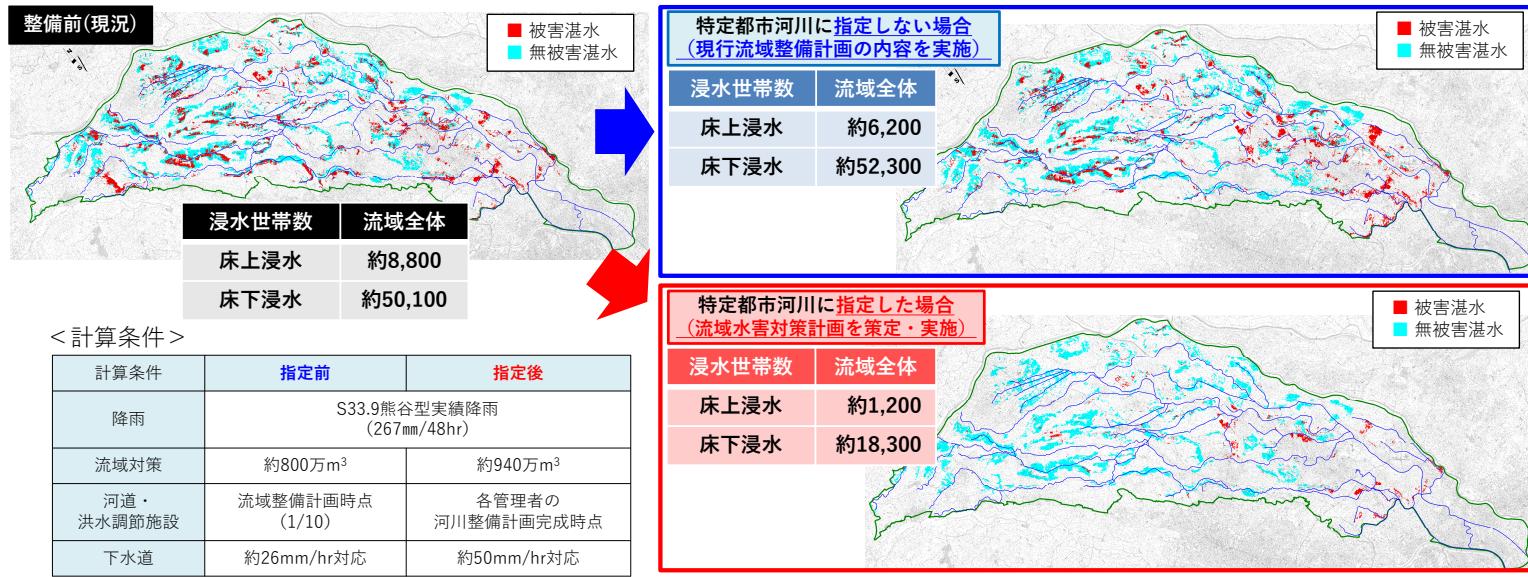
■指定検討の必要性

- ▶ 気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題、将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、特定都市河川指定を検討し、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを実現することが有効。

■指定による具体的なメリット

- ▶ 雨水貯留浸透施設の整備促進（総合治水の枠組みを生かしつつ、更なる対策量の上乗せや補助の活用が可能）
- ▶ 雨水貯留浸透施設、調整池の適切な維持管理の推進（将来にわたって効果を發揮）
- ▶ 内水を含めたリスク分析、流域水害対策計画の策定による水害に強いまちづくりの実現（安全な開発の推進）
- ▶ 区域指定制度等による貯留機能の保全・有効活用（将来にわたって貯留機能を確保、活用）
- ▶ 流域対策とあいまつた河川整備（河道掘削、放水路、排水施設整備等）、下水道整備の促進

■効果の例 指定した場合における浸水被害軽減効果（内水）

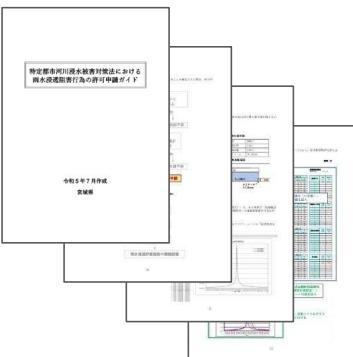


(参考) その他の流域治水に関する取組等

特定都市河川のポータルサイト（相談窓口等）

- 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用を促進するため、特定都市河川の指定等に関連する各種情報を掲載した「特定都市河川ポータルサイト」を開設（令和5年11月1日）。
- ポータルサイトでは、様々な自治体による雨水浸透阻害行為の技術指針や、各地方整備局等が設置した特定都市河川制度活用に関する相談窓口等の情報を紹介しています。

✓ 雨水浸透阻害行為の許可



審査・申請に関する技術指針等資料



リーフレット、パンフレット等

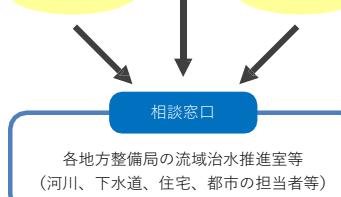
✓ 地域の相談窓口

【地域の相談窓口 連絡先】

地方整備局等	連絡先
北海道開発局 流域治水推進室	011-709-2311(代表) hkd-ky-ryuukichisui■gbx.mlit.go.jp
東北地方整備局 流域治水推進室	022-225-2171(代表)(内線3613) thr-ryuukichisui■ki.mlit.go.jp
関東地方整備局 流域治水推進室	048-601-3151(代表) ktr-tokutei_toshikasen■nyb.mlit.go.jp
北陸地方整備局 流域治水推進室	025-370-6770(直通) hrr-ryuukichisui-po■gbx.mlit.go.jp
中部地方整備局 流域治水推進室	052-953-8257(直通) cbr-s852370■mlit.go.jp
近畿地方整備局 流域治水推進室	06-6945-6355(直通) kkr-ryuukichisui-byall■gbx.mlit.go.jp
中国地方整備局 流域治水推進室	082-221-9231(代表)(内線3631) chugoku-ryuukichisui■cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局 流域治水推進室	087-811-8317(直通) skr-kawakei■mlit.go.jp
九州地方整備局 流域治水推進室	092-476-3523(直通) qsr-tokuteitosikasen■ki.mlit.go.jp
沖縄総合事務局 河川課	098-866-1911

市区町村

民間企業



※■を@に置き換えてください。

地方公共団体が行う雨水浸透阻害行為の許可等に係る事務の参考となるよう、先行自治体における雨水浸透阻害行為の許可等の技術指針等を掲載します。

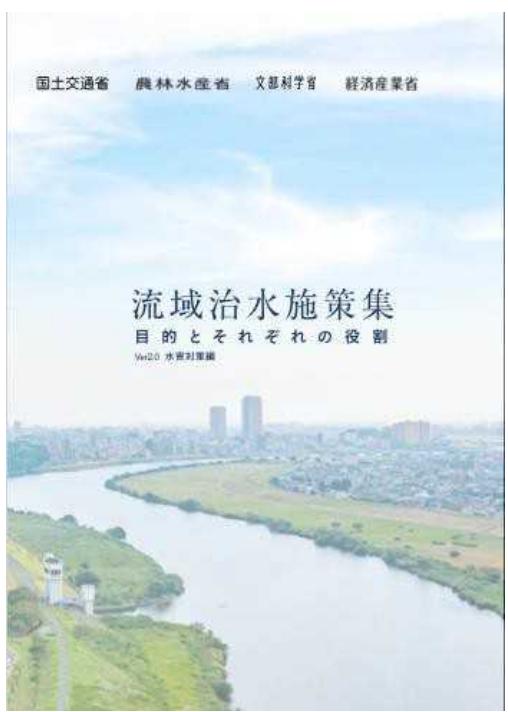
各地方整備局等に特定都市河川制度活用に関する相談窓口を設置し、地方公共団体等に応じた制度活用等を支援します。

>>> 今後も情報の更新、コンテンツの追加を実施していきます

流域治水施策集 ～施策の目的・役割分担等がわかるように整理～

〈流域治水施策集の特徴〉

- ①施策の実施主体別の目的・役割分担等がわかるよう一覧で整理
- ②流域治水の実践において参考となるよう、各施策の概要・推進上のポイント等をとりまとめ
- ③令和5年3月にVer2.0に更新。Ver1.0の内容に加え、山地や海岸における対策やコラム等の追加を実施



流域治水施策の実施主体別の目的・役割分担等一覧化（目次）

（流域治水施策集ホームページURL：

https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/index.html

流域治水優良事例集

～全国の優良事例、先進事例を取りまとめ～

この優良事例集は、流域のあらゆる関係者が協働して行う「流域治水」の取組を実践する際の参考となるよう、全国の優良事例、先進事例を取りまとめたものです。取組の目的・実施主体・支援制度・推進のポイント等を分かりやすく簡潔にまとめ、地域の特性等に応じた各施策の効果的な実践や、関係者間の連携につながることを期待しています。

<事例集の一部>

18 災害危険区域

雄物川水系雄物川
(秋田県秋田市)

輪中堤整備と災害危険区域指定を組み合わせた効率的な治水対策

推進のポイント

○過去幾度も浸水被害を受けた田崎地区の輪中堤を灌水遮蔽壁から守るため秋田市と川内管理者が連携して治水対策を検討。

○河川管理者により、河川敷整備事業者某特定販売業者にて地区を守る輪中堤を整備。周辺区域を秋田市が災害危険区域として指定することで、効率的な治水対策を実現。

事例概要

雄物川では、平成29年7月洪水において鳥居や農地が浸水など甚大な被害が発生しました。治水対策として輪中堤を整備するとともに、堤外地の浸水被害を防ぐため、堤防建設費39条の規程に基づき、市長が輪中堤を整備する旨により、災害危険区域を指定（秋田市）しました。

平成29年7月出水状況

輪中堤

（雄物川河川敷）

（田崎地区）

（実施区域）

<div data-bbox="161 4222 140

(流域治水優良事例集ホームページURL: <http://www.mlit.go.jp/river/kyoan/kyoan.html>)

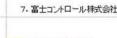
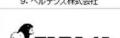
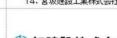
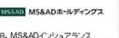
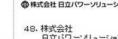
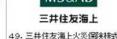
https://www.mlit.go.jp/river/pamphlet_jirei/kasen/gaiyou/panf/sesaku/pdf/r512_jireisyuu_01.pdf

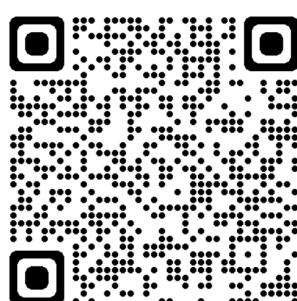
22

流域治水オフィシャルサポーター制度の創設

○あらゆる関係者との連携の下、流域全体で治水対策に取り組む「流域治水」を促進するため、令和5年「流域治水オフィシャルソーター制度」を創設し、初の認定企業・団体等として、62の企業・団体等を「流域治水オフィシャルソーター」に認定（※）。

※流域治水オフィシャルサポーター（R6.5.24時点） 111企業・団体等

					
1. 株式会社エコローソーラインス	2. 株式会社アシラクトウェア	3. 株式会社ニュージェック	4. 株式会社ヤマウ	5. 一般社団法人日本損害保険協会	7. 富士コントロール株式会社
 8. 新太洋建設株式会社	 9. ベルテックス株式会社				
10. 一般財団法人北海道河川総合開発局	11. 荒川ビジョン推進協議会	12. 株式会社日立製作所	13. 三井共同建設コンサルタント株式会社	14. 宮坂建設工業株式会社	15. 有坂建設工業株式会社
 15. 新潟県環境研究所	 16. 株式会社田中地質コンサルタント				
17. アジアエンジニアリング株式会社	18. 株式会社 三弘	19. 一般社団法人中部地方地域づくり協議会	20. 株式会社 藤井組	21. 有坂建設株式会社	22. 旭建設株式会社
 22. 株式会社 製建設技術研究所					
23. 一般社団法人 パブリックサービス	24. 日本工営株式会社	25. 株式会社 水倉組	26. 株式会社 斎藤建設	27. 大日本エヌエスベーディング 株式会社	28. 日本ヒューム株式会社
 29. 公益財団法人 リースコート研究所	 30. 国際環境技術開発センター	 31. 大日本ダイヤゴンカルタント 株式会社			
32. 一般社団法人 国土技術研究センター	 37. 一般財団法人 河川環境センター	 38. MS&ADインベストラバーズ プラットフォーマルティング株式会社	 39. りょうちうネットワーク	40. スズキ株式会社	41. 佐幸測量株式会社
 36. 一般社団法人 土木技術研究センター	42. 株式会社 中国建設企画	43. 株式会社豊功建設	44. 一般社団法人 中国建設企画	 45. 三井住友海上火災保険株式会社	46. 三井住友海上火災保険株式会社
45. 一般社団法人 中国建設企画	46. 一般社団法人 中国建設企画	47. 一般社団法人 中国建設企画	48. 静岡新聞	49. SBS	50. MS&AD 三井住友海上火災保険株式会社
 50. アイティス株式会社	51. 新田産業保全会	 52. 三井住友海上火災保険株式会社			
53. 株式会社ソリューションズ	54. 一般社団法人 JAXA	55. 株式会社MS&AD	56. 株式会社ソリューションズ	57. 毎日新聞	58. Lab+ 日本一の研究会
56. 一般社団法人 JAXA	57. 一般社団法人 MS&AD	58. 一般社団法人 株式会社ソリューションズ	59. 株式会社ソリューションズ	60. 每日新聞	61. 有坂建設工業株式会社
59. 一般社団法人 TDE Co., Ltd.	60. 特定非営利活動法人 みさと田舎町クリエーターズ	61. 早高地域資源保全会	62. 一般財団法人 石狩川振興開拓団	63. 計62企業・団体等	64. 一般社団法人 日本オホーツク研究会
62. 一般財団法人 石狩川振興開拓団	63. 計62企業・団体等	64. 一般社団法人 日本オホーツク研究会	65. 一般社団法人 日本オホーツク研究会	66. 一般社団法人 日本オホーツク研究会	67. 一般社団法人 日本オホーツク研究会



(流域治水オフィシャルサポート制度URL:
<https://www.mlit.go.jp/river/kasen/suisin/supporter.html>)